

学生に実践的な技能教育を 行いませんか？

厚生労働省ものづくりマイスターのご案内

厚生労働省「ものづくりマイスター」が、大学や専門学校等の先生方からのご依頼にもとづき、様々な分野で「実技指導」を行い学生の技能を磨くお手伝いをいたします。

ものづくりマイスターの派遣のために必要な費用は、事業の規定の範囲内で地域技能振興コーナー（厚生労働省）が負担します。

実技指導事例（教育機関）

学校概要

4年制大学（デザイン系）

▶ 課題と利用のきっかけ

技能検定1級（貴金属装身具製作）に合格している卒業生による講義を通して、学生が技能検定に興味を持つようになり、技能検定3級に挑戦する学生が増えました。今回、技能検定を目指したい学生からの要望もあり、初めてものづくりマイスター制度を利用しました。



▶ 実技指導の内容

【対象】造形学部 デザイン・造形学科 ジュエリー・メタルデザインコース専攻
3・4年生 12名、全4回

貴金属装身具の技能検定3級の課題を題材にした基礎的な技能の学習を目標に、地金を加工する実技指導をお願いしました。指導内容としては、地金をバーナーでなます、なました地金を曲げる、芯金を使って真円を出す、糸鋸できれいに切る、やすりを使った加工（まっすぐに削る・均一に削る・丸く削る）、やすりの傷をきれいにする、最終的な仕上げ、などになります。



▶ 効果・ものづくりマイスター指導のココがよかった

企業等で働いているものづくりマイスターの方から直接指導していただくことにより、学生の良い刺激となりました。また、現場に則した実践的な指導を受講することができ、大変助かりました。

ジュエリー業界は、在学中に企業などで実習できるような機会も少ないため、現場で必要となる技能の指導を受けることは貴重な経験となります。

今後もこの制度を継続的に活用していきたいと思っております。

ものづくりマイスター制度 「3つのポイント」

ポイント1 原則無料！

ものづくりマイスターの派遣費用や指導に必要な材料費は、事業の規定の範囲内で地域技能振興コーナー（厚生労働省）が負担します。窓口での相談やマイスターのコーディネート、打ち合わせも無料です。

※ 負担額の上限や対象の範囲などがありますので、詳しくは地域技能振興コーナーにご相談ください。

ポイント2 貴校に直接伺います！

派遣されるものづくりマイスターは貴校の現場に直接伺います。

ものづくりマイスターは、原則、普通の教室や作業室で、実践的な指導を行っています。

（伺う曜日や時間帯などもご相談に応じます。）

ポイント3 貴校のニーズに合わせてオーダーメイド！

ニーズや教育課程に合わせた「オーダーメイド」のカリキュラムで技能の指導を行います。

指導内容によりますが、学生については受講者1人当たり年間上限10回までの指導を行っています。

ものづくりマイスター実技指導のご相談、お申込みは
お近くの「地域技能振興コーナー」へ
<https://waza.mhlw.go.jp/monodukuri/corner/>



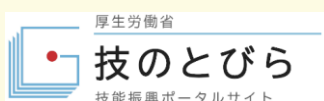
～ ご相談内容にあったものづくりマイスター派遣をコーディネートします ～

ものづくりマイスターの派遣の窓口である、全国47都道府県にある「地域技能振興コーナー」ではお話を伺い、効果的な派遣指導が実施できるよう調整します。

※ご相談で伺った情報、また、実技指導で知り得た学校の機密情報や個人情報について、地域技能振興コーナー及びものづくりマイスターは守秘義務を遵守します。

ものづくりマイスター制度は平成25年度に始まり、令和7年度には全国で延べ182,568人日の実技指導をおこなっております。

ものづくりマイスターの実技指導例は、
ポータルサイト「技のとびら」でご紹介しています。



<https://waza.mhlw.go.jp/meister/>
ものづくりマイスター等活用事例



memo